


## 座間味浄水場施設整備に関する協定書



沖縄県企業局（以下「甲」という）と座間味村（以下「乙」という）は、座間味島において座間味浄水場施設（以下「浄水場」という）整備を着実かつ円滑に進めることを目的に、次のとおり協定を締結する。

### （浄水場整備用地）

**第1条** 甲が整備する浄水場について、乙は現浄水場用地（座間味村字座間味 746 番地）及びその近隣（座間味村字座間味 1208 番地）に整備することを承諾し、甲が必要とする面積を無償譲渡することとする。

### （住民生活の安全確保）


**第2条** 浄水場整備にあたり車両の通行について、住民生活に影響を及ぼすことのないよう次の事項を行うものとする。

- (1) 救急患者搬送時には救急車両、ヘリコプターの発着を最優先することとする。
- (2) 集落内及び山道を工事車両が通行する際は必要な個所に誘導者を常時配置し村民及び観光客の安全を確保するものとする。
- (3) 浄水場整備工事に使用する工事車両等による道路等の破損にかかる修繕費用に関しては事業主体である甲が責任をもって対応するものとする。

### （水道用水供給事業の開始）

**第3条** 高台案に決定したことにより工期が延長されることが想定されることと併せて現浄水場から新たな浄水場への移行の際、技術的な問題等が生じることを勘案し、甲は技術支援を行うと共に、水道用水供給事業の開始を可能な限り早期に実現できるよう努めることとする。

### （防災拠点施設）



**第4条** 自然環境に負荷をかけず避難場所として立地条件の整った場所を確保する必要がある為、甲は、乙が構想している災害時における備蓄庫、並びに避難所としての活用について、浄水場整備の設計段階から可能な限り配慮することとする。

(疑義等の処理)

第5条 本協定書に定めのない事項については、協議のうえ定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年3月25日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県公営企業管理者企業局長 棚原 憲実



乙 座間味村座間味109番地  
座間味村長 宮里 哲



